

旧				新			
法第34条第1号（集落サービス店舗等及び公共公益施設）				法第34条第1号（集落サービス店舗等及び公共公益施設）			
分類	業種	小売品名の例示	摘要	分類	業種	小売品名の例示	摘要
服、身の回り品小売業	服等小売業（5711、5721、5731、5732）	呉服、和服、服地、背広服、作業服、学生服、婦人服、子供服、ベビー服	個人の注文によって店持ちの布地を用いて仕立てを行うものは含む。	服、身の回り品小売業	服等小売業（5711、5721、5731、5732）	呉服、和服、服地、背広服、作業服、学生服、婦人服、子供服、ベビー服	個人の注文によって店持ちの布地を用いて仕立てを行うものは含む。
	寝具小売業（5712）	ふとん、毛布、敷布、まくら、マットレス、パジャマ			寝具小売業（5712）	ふとん、毛布、敷布、まくら、マットレス、パジャマ	
	靴等小売業（5741、5742）	靴、ゴム靴、げた、スリッパ			靴等小売業（5741、5742）	靴、ゴム靴、げた、スリッパ	
	かばん等身の回り品小売業（5791、5792、5793、	かばん、ワイシャツ、タオル、くつ下、ネクタイ、化粧道具、白衣、傘			かばん等身の回り品小売業（5791、5792、5793、	かばん、ワイシャツ、タオル、くつ下、ネクタイ、化粧道具、白衣、傘	
飲食料品小売業	食料品等小売業（5811、5821、5822、5831、5832、5841、5861、5862、5863、5864、5895、5896、5897、5898、5899）	各種食料品、食料雑貨、肉、肉製品、卵、鳥肉、鮮魚、貝類、野菜、果実、菓子、まんじゅう、アイスキャンディー、ドーナッツ、菓子パン、食パン、米麦、豆類、そう菜、揚物、調理パン、おにぎり、すし、ピザ、豆腐、調味料、乳製品	宅配専門は除く。その場所で製造した商品を、その場所で個人又は家庭用消費者に販売するものは可。	飲食料品小売業	食料品等小売業（5811、5819、5821、5822、5831、5832、5841、5861、5862、5863、5864、5894、5895、5896、5897、5899）	各種食料品、食料雑貨、肉、肉製品、卵、鳥肉、鮮魚、貝類、野菜、果実、菓子、まんじゅう、アイスキャンディー、ドーナッツ、菓子パン、食パン、米麦、豆類、そう菜、揚物、調理パン、おにぎり、すし、ピザ、豆腐、調味料、乳製品	宅配専門は除く。その場所で製造した商品を、その場所で個人又は家庭用消費者に販売するものは可。
	飲料等小売業（5851、5892、5893、5894）	酒、牛乳、清涼飲料、ミネラルウォーター、茶類飲料、茶、コーヒー、ココア、紅茶	宅配専門は除く。その場所で製造した商品を、その場所で個人又は家庭用消費者に販売するものは可。		飲料等小売業（5851、5891、5892、5893）	酒、牛乳、清涼飲料、ミネラルウォーター、茶類飲料、茶、コーヒー、ココア、紅茶	宅配専門は除く。その場所で製造した商品を、その場所で個人又は家庭用消費者に販売するものは可。
	コンビニエンスストア（5891）	飲食料品を中心とした各種最寄り品	飲食料品を中心とするが、日常生活に密着する自動機械等による各種サービスの提供は可。		コンビニエンスストア（5631）	飲食料品を中心とした各種最寄り品	飲食料品を中心とするが、日常生活に密着する自動機械等による各種サービスの提供は可。

分類	業種	小売品名の例示	摘要	分類	業種	小売品名の例示	摘要
一般飲食店	食堂等飲食店（7611、7621、7623、7624、7625、7629、7631、7641、7671、7691、7692、7699）	日本料理、西洋料理、中華料理、そば、うどん、すし、喫茶店、しる粉、氷水、ハンバーガー、お好焼	主としてアルコールを含まない飲料を飲食させる店舗とし、夜間のみ営業する店舗を除く。	一般飲食店	食堂等飲食店（7611、7621、7623、7624、7625、7629、7631、7641、7671、7691、7692、7699）	日本料理、西洋料理、中華料理、そば、うどん、すし、喫茶店、しる粉、氷水、ハンバーガー、お好焼	主としてアルコールを含まない飲料を飲食させる店舗とし、夜間のみ営業する店舗を除く。
自転車小売業	自転車小売業（5921）	自転車、自転車部品、付属品、自転車タイヤ、チューブ、中古自転車	貸自転車業、二輪自動車小売業及びスクーター小売業を除く。	自転車小売業	自転車小売業（5921）	自転車、自転車部品、付属品、自転車タイヤ、チューブ、中古自転車	貸自転車業、二輪自動車小売業及びスクーター小売業を除く。
機械器具等小売業	電気機械器具等小売業（5931、5932、5933、5939）	テレビ、洗濯機、冷蔵庫、掃除機、電球、電話機、パソコン、ガス器具、石油ストーブ		機械器具等小売業	電気機械器具等小売業（5931、5932、5933、5939）	テレビ、洗濯機、冷蔵庫、掃除機、電球、電話機、パソコン、ガス器具、石油ストーブ	
	金物等小売業（6021、6022）	刃物、くぎ、ほうろう鉄器、アルミ製品、荒物、日用雑貨			金物等小売業（6021、6022）	刃物、くぎ、ほうろう鉄器、アルミ製品、荒物、日用雑貨	
	陶磁器等小売業（6023、6029）	瀬戸物、焼物、土器、陶器、ガラス器、食器、花器			陶磁器等小売業（6023、6029）	瀬戸物、焼物、土器、陶器、ガラス器、食器、花器	
その他の小売業	医薬品等小売業（6032、6033、6034）	一般医薬品、生薬、医療用品、漢方薬、化粧品、香水、シャンプー	調剤薬局を含む。	その他の小売業	医薬品等小売業（6031、6032、6033）	一般医薬品、生薬、医療用品、漢方薬、化粧品、香水、シャンプー	薬局を含む。
	農業用機械器具等小売業（6041、6042、6043）	農機具、鳥獣害防除器具、畜産用機器、種苗、苗木、種子、肥料、園芸用土、飼料、農薬			農業用機械器具等小売業（6041、6042、6043）	農機具、鳥獣害防除器具、畜産用機器、種苗、苗木、種子、肥料、園芸用土、飼料、農薬	
	燃料等小売業（6051、6052）	ガソリンスタンド（ガソリン、軽油、液化石油ガス）、薪炭、練炭、プロパンガス、灯油	水素スタンドを含む。		燃料等小売業（6051、6052）	ガソリンスタンド（ガソリン、軽油、液化石油ガス）、薪炭、練炭、プロパンガス、灯油	水素スタンドを含む。
	書籍、雑誌等小売業（6061、6062、6064）	書籍、古本、洋紙、ふすま紙、障子紙、帳簿類、万年筆、鉛筆			書籍、雑誌等小売業（6061、6062、6064）	書籍、古本、洋紙、ふすま紙、障子紙、帳簿類、万年筆、鉛筆	
	新聞小売業（6063）	新聞	新聞販売店、新聞取次店		新聞小売業（6063）	新聞	新聞販売店、新聞取次店
	スポーツ用品等小売業（6071、6072）	運動具、つり具、おもちゃ、人形、模型、教育玩具、ゲーム用ソフト			スポーツ用品等小売業（6071、6072）	運動具、つり具、おもちゃ、人形、模型、教育玩具、ゲーム用ソフト	

分類	業種	小売品名の例示	摘要
その他の小売業	写真機、写真材料小売業 (6081)	カメラ、写真感光材料	
	時計、メガネ、光学機械小売業 (6082)	時計、メガネ、コンタクトレンズ	
	花、植木小売業 (6093)	花、切花、盆栽	
	中古品小売業 (6098)	中古衣類、家具、楽器、運動用品	骨とう品を除く。
その他生活関連サービス業	写真業 (7461)	写真撮影、現像、焼付、引伸し	
	洗濯業等 (7811、7812、7899)	クリーニング、ランドリー、クリーニング取次所、コインランドリー	クリーニング工場を除く (7899はコインランドリーに限る。)
	理容業等 (7821、7831)		床屋、美容院
	自動車一般整備業 (8911)	自動車の分解整備修理	鈑金・塗装をするものを除く。
教育、学習支援業	学習塾 (8231)		小学生、中学生を対象として学校教育の補習教育又は学習指導を行うものの内、国語、算数 (数学)、理科、社会、英語に関するものに限る。
医療業	療術業 (8351)	あんま、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復	出張専門を除く。法に基づく資格を持つこと。
共同組合	農業協同組合等 (8711~8714)		各種の事業を行うもの。
複合サービス事業	郵便局 (8611)		
	簡易郵便局 (8621)		

分類	業種	小売品名の例示	摘要
その他の小売業	写真機・写真材料小売業 (6081)	カメラ、写真感光材料	
	時計・メガネ・光学機械小売業 (6082)	時計、メガネ、コンタクトレンズ	
	花・植木小売業 (6092)	花、切花、盆栽	
	中古品小売業 (6097)	中古衣類、家具、楽器、運動用品	骨とう品を除く。
その他生活関連サービス業	写真業 (7461)	写真撮影、現像、焼付、引伸し	
	洗濯業等 (7811、7812、7899)	クリーニング、ランドリー、クリーニング取次所、コインランドリー	クリーニング工場を除く (7899はコインランドリーに限る。)
	理容業等 (7821、7831)		床屋、美容院
	自動車一般整備業 (8911)	自動車の分解整備修理	鈑金・塗装をするものを除く。
教育、学習支援業	学習塾 (8231)		小学生、中学生を対象として学校教育の補習教育又は学習指導を行うものの内、国語、算数 (数学)、理科、社会、英語に関するものに限る。
医療業	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 (8351)	あんま、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復	出張専門を除く。法に基づく資格を持つこと。
共同組合	農業協同組合等 (8711~8714)		各種の事業を行うもの。
複合サービス事業	郵便局 (8611)		
	簡易郵便局 (8621)		

別表第2

豊田市法第34条第1号の許可対象業種（政令で定める公益上必要な建築物）

	業 種	業 種 の 例 示	摘 要
A	社会福祉法による社会福祉事業の用に供するもの（保育所を除く。）	老人デイサービスセンター、障がい者生活介護事業所、グループホーム等	当該施設であることの認定が、本市の福祉部局から受けられること。 ただし、主たる用途が、事務所の場合を除く。
B	医療法第1条の5第2項に規定する診療所（入院施設のないものに限る。）又は同法第2条第1項に規定する助産所の用に供するもの	診療所（入院施設のないものに限る。）、助産所	
C	学校等	市立若しくは私立の保育所、認定こども園 市立の幼稚園、小学校又は中学校	審査基準のうち、 2(1)、(2) 3(1)、(2)については適用除外扱いとする。ただし高さが10メートルを超える場合は、日影が建築基準法第56条の2の規定による市街化調整区域における日影規制を1ランク強化した規制値（敷地境界線とみなす線を5メートルラインと、5メートルラインを10メートルラインとみなして規制する。）を満たすものとする。

別表第2

豊田市法第34条第1号の許可対象業種（政令で定める公益上必要な建築物）

	業 種	業 種 の 例 示	摘 要
A	社会福祉法による社会福祉事業の用に供するもの（保育所を除く。）	老人デイサービスセンター、障がい者生活介護事業所、グループホーム等	当該施設であることの認定が、本市の福祉部局から受けられること。 ただし、主たる用途が、事務所の場合を除く。
B	医療法第1条の5第2項に規定する診療所（入院施設のないものに限る。）又は同法第2条第1項に規定する助産所の用に供するもの	診療所（入院施設のないものに限る。）、助産所	
C	学校等	市立若しくは私立の保育所、認定こども園 市立の幼稚園、小学校又は中学校	審査基準のうち、 2(1)、(2) 3(1)、(2)については適用除外扱いとする。ただし高さが10メートルを超える場合は、日影が建築基準法第56条の2の規定による市街化調整区域における日影規制を1ランク強化した規制値（敷地境界線とみなす線を5メートルラインと、5メートルラインを10メートルラインとみなして規制する。）を満たすものとする。

旧	新
<p data-bbox="409 279 1169 317">開発審査会基準第10号（地域振興のための工場等）</p> <p data-bbox="379 338 952 373">別表10-1（開発審査会基準第10号関係）</p> <p data-bbox="557 405 1299 443"><u>豊田市開発審査会基準第10号に係る技術先端型業種</u></p> <p data-bbox="1080 459 1442 495">（平成20年8月22日施行）</p> <p data-bbox="1026 501 1442 537">（平成26年2月21日一部改正）</p> <p data-bbox="409 548 1308 583">豊田市開発審査会基準第10号の技術先端型業種は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="394 636 1427 716">（1）旧建設省通達（昭和61年8月2日付け建設省経民発第34号）により指定された次に掲げる技術先端型業種 （日本標準産業分類（平成25年10月改訂）による。）</p> <p data-bbox="433 768 789 804">① 医薬品製造業（165）</p> <p data-bbox="463 814 893 850">ア 医薬品原薬製造業（1651）</p> <p data-bbox="463 856 893 892">イ 医薬品製剤製造業（1652）</p> <p data-bbox="463 898 923 934">ウ 生物学的製剤製造業（1653）</p> <p data-bbox="463 940 952 976">エ 生薬・漢方製剤製造業（1654）</p> <p data-bbox="463 982 923 1018">オ 動物用医薬品製造業（1655）</p> <p data-bbox="433 1035 1086 1071">② 通信機械器具・同関連機械器具製造業（301）</p> <p data-bbox="463 1081 973 1117">ア 有線通信機械器具製造業（3011）</p> <p data-bbox="463 1123 1086 1159">イ 携帯電話機・PHS電話機製造業（3012）</p> <p data-bbox="463 1165 973 1201">ウ 無線通信機械器具製造業（3013）</p> <p data-bbox="463 1207 1196 1243">エ ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業（3014）</p> <p data-bbox="463 1249 973 1285">オ 交通信号保安装置製造業（3015）</p> <p data-bbox="463 1291 1249 1327">カ その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業（3019）</p> <p data-bbox="433 1344 952 1379">③ 映像・音響機械器具製造業（302）</p> <p data-bbox="463 1386 893 1421">ア ビデオ機器製造業（3021）</p> <p data-bbox="463 1428 952 1463">イ デジタルカメラ製造業（3022）</p> <p data-bbox="463 1470 973 1505">ウ 電気音響機械器具製造業（3023）</p> <p data-bbox="433 1522 1003 1558">④ 電子計算機・同附属装置製造業（303）</p> <p data-bbox="463 1568 1412 1604">ア 電子計算機製造業（パーソナルコンピュータ製造業を除く。）（3031）</p> <p data-bbox="463 1610 1056 1646">イ パーソナルコンピュータ製造業（3032）</p> <p data-bbox="463 1652 923 1688">ウ 外部記憶装置製造業（3033）</p> <p data-bbox="463 1694 863 1730">エ 印刷装置製造業（3034）</p> <p data-bbox="463 1736 863 1772">オ 表示装置製造業（3035）</p> <p data-bbox="463 1778 973 1814">カ その他の附属装置製造業（3039）</p> <p data-bbox="433 1831 863 1866">⑤ 電子応用装置製造業（296）</p> <p data-bbox="463 1873 863 1908">ア X線装置製造業（2961）</p> <p data-bbox="463 1915 1003 1950">イ 医療用電子応用装置製造業（2962）</p>	<p data-bbox="1486 279 2228 317">開発審査会基準第10号（地域振興のための工場等）</p> <p data-bbox="1486 338 2059 373">別表10-1（開発審査会基準第10号関係）</p> <p data-bbox="1665 405 2407 443"><u>豊田市開発審査会基準第10号に係る技術先端型業種</u></p> <p data-bbox="2187 459 2549 495">（平成20年8月22日施行）</p> <p data-bbox="2187 501 2549 537">（令和8年4月1日一部改正）</p> <p data-bbox="1486 548 2415 583">豊田市開発審査会基準第10号の技術先端型業種は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1501 636 2534 716">（1）旧建設省通達（昭和61年8月2日付け建設省経民発第34号）により指定された次に掲げる技術先端型業種 （日本標準産業分類（令和5年7月改訂）による。）</p> <p data-bbox="1540 768 1896 804">① 医薬品製造業（165）</p> <p data-bbox="1570 814 2000 850">ア 医薬品原薬製造業（1651）</p> <p data-bbox="1570 856 2000 892">イ 医薬品製剤製造業（1652）</p> <p data-bbox="1570 898 2030 934">ウ 生物学的製剤製造業（1653）</p> <p data-bbox="1570 940 2059 976">エ 生薬・漢方製剤製造業（1654）</p> <p data-bbox="1570 982 2030 1018">オ 動物用医薬品製造業（1655）</p> <p data-bbox="1540 1035 2193 1071">② 通信機械器具・同関連機械器具製造業（301）</p> <p data-bbox="1570 1081 2080 1117">ア 有線通信機械器具製造業（3011）</p> <p data-bbox="1570 1123 2407 1159">イ スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業（3012）</p> <p data-bbox="1570 1165 2080 1201">ウ 無線通信機械器具製造業（3013）</p> <p data-bbox="1570 1207 2297 1243">エ ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業（3014）</p> <p data-bbox="1570 1249 2080 1285">オ 交通信号保安装置製造業（3015）</p> <p data-bbox="1570 1291 2356 1327">カ その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業（3019）</p> <p data-bbox="1540 1344 2059 1379">③ 映像・音響機械器具製造業（302）</p> <p data-bbox="1570 1386 2000 1421">ア ビデオ機器製造業（3021）</p> <p data-bbox="1570 1428 2059 1463">イ デジタルカメラ製造業（3022）</p> <p data-bbox="1570 1470 2080 1505">ウ 電気音響機械器具製造業（3023）</p> <p data-bbox="1540 1522 2119 1558">④ 電子計算機・同附属装置製造業（303）</p> <p data-bbox="1570 1568 2519 1604">ア 電子計算機製造業（パーソナルコンピュータ製造業を除く。）（3031）</p> <p data-bbox="1570 1610 2163 1646">イ パーソナルコンピュータ製造業（3032）</p> <p data-bbox="1570 1652 2030 1688">ウ 外部記憶装置製造業（3033）</p> <p data-bbox="1570 1694 1970 1730">エ 印刷装置製造業（3034）</p> <p data-bbox="1570 1736 1970 1772">オ 表示装置製造業（3035）</p> <p data-bbox="1570 1778 2080 1814">カ その他の附属装置製造業（3039）</p> <p data-bbox="1540 1831 1970 1866">⑤ 電子応用装置製造業（296）</p> <p data-bbox="1570 1873 1970 1908">ア X線装置製造業（2961）</p> <p data-bbox="1570 1915 2119 1950">イ 医療用電子応用装置製造業（2962）</p>

<p>ウ その他の電子応用装置製造業（２９６９）</p> <p>⑥ 電気計測器製造業（２９７）</p> <p>ア 電気計測器製造業（２９７１）</p> <p>イ 工業計器製造業（２９７２）</p> <p>ウ 医療用計測器製造業（２９７３）</p> <p>⑦ 電子デバイス製造業（２８１）</p> <p>ア 電子管製造業（２８１１）</p> <p>イ 光電変換素子製造業（２８１２）</p> <p>ウ 半導体素子製造業（光電変換素子を除く。）（２８１３）</p> <p>エ 集積回路製造業（２８１４）</p> <p>オ 液晶パネル・フラットパネル製造業（２８１５）</p> <p>⑧ 電子部品製造業（２８２）</p> <p>ア 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業（２８２１）</p> <p>イ 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業（２８２２）</p> <p>ウ コネクタ・スイッチ・リレー製造業（２８２３）</p> <p>⑨ 記録メディア製造業（２８３）</p> <p>ア 半導体メモリメディア製造業（２８３１）</p> <p>⑩ 電子回路製造業（２８４）</p> <p>ア 電子回路基板製造業（２８４１）</p> <p>イ 電子回路実装基板製造業（２８４２）</p> <p>⑪ ユニット部品製造業（２８５）</p> <p>ア 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業（２８５１）</p> <p>イ その他のユニット部品製造業（２８５９）</p> <p>⑫ その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（２８９）</p> <p>その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（２８９９）</p> <p>⑬ 医療用機械器具・医療用品製造業（２７４）</p> <p>ア 医療用機械器具製造業（２７４１）</p> <p>イ 歯科用機械器具製造業（２７４２）</p> <p>ウ 医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む。）（２７４３）</p> <p>エ 歯科材料製造業（２７４４）</p> <p>⑭ 光学機械器具・レンズ製造業（２７５）</p> <p>ア 顕微鏡・望遠鏡等製造業（２７５１）</p> <p>イ 写真機・映画用機械・同附属品製造業（２７５２）</p> <p>ウ 光学機械用レンズ・プリズム製造業（２７５３）</p> <p>(2) 先端技術が応用されていると認められる次に掲げる業種 (日本標準産業分類（平成２５年１０月改訂）による。)</p> <p>① ガラス繊維・同製品製造業（２１１７）のうち、石英系光ファイバ素線の製造業</p> <p>② 電気用陶磁器製造業（２１４４）及び理化学用・工業用陶磁器製造業（２１４５）のうち、ＩＣ基板等電気機械の特性を向上させる目的で製造される陶磁器製品の製造業及び導電性セラミックス等製品の製造業</p>	<p>ウ その他の電子応用装置製造業（２９６９）</p> <p>⑥ 電気計測器製造業（２９７）</p> <p>ア 電気計測器製造業（２９７１）</p> <p>イ 工業計器製造業（２９７２）</p> <p>ウ 医療用計測器製造業（２９７３）</p> <p>⑦ 電子デバイス製造業（２８１）</p> <p>ア 電子管製造業（２８１１）</p> <p>イ 光電変換素子製造業（２８１２）</p> <p>ウ 半導体素子製造業（光電変換素子を除く。）（２８１３）</p> <p>エ 集積回路製造業（２８１４）</p> <p>オ 液晶パネル・フラットパネル製造業（２８１５）</p> <p>⑧ 電子部品製造業（２８２）</p> <p>ア 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業（２８２１）</p> <p>イ 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業（２８２２）</p> <p>ウ コネクタ・スイッチ・リレー製造業（２８２３）</p> <p>⑨ 記録メディア製造業（２８３）</p> <p>ア 半導体メモリメディア製造業（２８３１）</p> <p>⑩ 電子回路製造業（２８４）</p> <p>ア 電子回路基板製造業（２８４１）</p> <p>イ 電子回路実装基板製造業（２８４２）</p> <p>⑪ ユニット部品製造業（２８５）</p> <p>ア 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業（２８５１）</p> <p>イ その他のユニット部品製造業（２８５９）</p> <p>⑫ その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（２８９）</p> <p>その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（２８９９）</p> <p>⑬ 医療用機械器具・医療用品製造業（２７４）</p> <p>ア 医療用機械器具製造業（２７４１）</p> <p>イ 歯科用機械器具製造業（２７４２）</p> <p>ウ 医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む。）（２７４３）</p> <p>エ 歯科材料製造業（２７４４）</p> <p>⑭ 光学機械器具・レンズ製造業（２７５）</p> <p>ア 顕微鏡・望遠鏡等製造業（２７５１）</p> <p>イ 写真機・映画用機械・同附属品製造業（２７５２）</p> <p>ウ 光学機械用レンズ・プリズム製造業（２７５３）</p> <p>(2) 先端技術が応用されていると認められる次に掲げる業種 (日本標準産業分類（平成２５年１０月改訂）による。)</p> <p>① ガラス繊維・同製品製造業（２１１７）のうち、石英系光ファイバ素線の製造業</p> <p>② 電気用陶磁器製造業（２１４４）及び理化学用・工業用陶磁器製造業（２１４５）のうち、ＩＣ基板等電気機械の特性を向上させる目的で製造される陶磁器製品の製造業及び導電性セラミックス等製品の製造業</p>
---	---

- ③ 金属工作（加工）機械製造業（2661、2662）のうち、数値制御装置付自動工作機械等の高機能の機械製造業
- ④ 複写機製造業（2711）及びその他の事務用機械器具製造業（2719）のうち、事務用電子機器の製造業
- ⑤ ロボット製造業（2694）
- ⑥ 内燃機関電装品製造業（2922）のうち、エンジン集中制御システム等のコンピュータ制御された内燃機関電装品の製造業
- ⑦ 自動車・同附属品製造業（3111、3112、3113）のうち、カーエレクトロニクス等高度技術が活用された自動車及びその附属品の製造業
- ⑧ 鉄道車両・同部分品製造業（3121、3122）のうち、新交通システム関連部品の製造業
- ⑨ 航空機製造業（3141）及び航空機用原動機製造業（3142）
- ⑩ その他の航空機部分品・補助装置製造業（3149）のうち、航空機本体を構成する部分品・補助装置の製造業
- ⑪ 他に分類されない輸送用機械器具製造業（3199）のうち、ロケット、人工衛星等の宇宙関連機械の製造業
- ⑫ 理化学機械器具製造業（2738）のうち、バイオ実験装置等の特殊な科学研究用・教育用機械器具の製造業
- ⑬ その他の楽器・楽器部品・同材料製造業（3249）のうち、電子部品を組み込んだ電子楽器の製造業
- ⑭ 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く。）（3296）のうち、従来の記憶媒体に新技術が応用され特性が向上したものの製造業
- ⑮ 娯楽用具・がん具製造業（人形、児童乗物を除く。）（3251）のうち、TVゲーム等の電子部品を組み込んだものの製造業

（3）次に掲げる製品の製造業

- ① 別表10-2に掲げる先端技術を応用した製品及び当該製品の部分品で先進性が認められるものの製造業
- ② 別表10-3に掲げる先端技術を応用した材料の製造業並びに当該材料を使用した製品及び当該製品の部分品で先進性が認められるものの製造業

（4）次に掲げる高度加工技術に係る製造業

製品の加工において、別表10-4に掲げる超精密加工、超微細加工、高度機械加工、薄膜化加工、積層造形技術、表面硬化加工、接合、表面処理及び先進成形を行うため製法特許等を取得している者のうち、特に高度な加工技術（単に先端技術を応用した加工精度の高い機械等を使用して製造するもの及び作業者の技能に依存するものは除く。）を応用していると認められる製造業

別表10-2（第3号関係）

別表10-3（第3号関係）

別表10-4（第4号関係）

- ③ 金属工作（加工）機械製造業（2661、2662）のうち、数値制御装置付自動工作機械等の高機能の機械製造業
- ④ 複写機製造業（2711）及びその他の事務用機械器具製造業（2719）のうち、事務用電子機器の製造業
- ⑤ ロボット製造業（2694）
- ⑥ 内燃機関電装品製造業（2922）のうち、エンジン集中制御システム等のコンピュータ制御された内燃機関電装品の製造業
- ⑦ 自動車・同附属品製造業（3111、3112、3113）のうち、カーエレクトロニクス等高度技術が活用された自動車及びその附属品の製造業
- ⑧ 鉄道車両・同部分品製造業（3121、3122）のうち、新交通システム関連部品の製造業
- ⑨ 航空機製造業（3141）及び航空機用原動機製造業（3142）
- ⑩ その他の航空機部分品・補助装置製造業（3149）のうち、航空機本体を構成する部分品・補助装置の製造業
- ⑪ 他に分類されない輸送用機械器具製造業（3199）のうち、ロケット、人工衛星等の宇宙関連機械の製造業
- ⑫ 理化学機械器具製造業（2738）のうち、バイオ実験装置等の特殊な科学研究用・教育用機械器具の製造業
- ⑬ その他の楽器・楽器部品・同材料製造業（3249）のうち、電子部品を組み込んだ電子楽器の製造業
- ⑭ 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く。）（3296）のうち、従来の記憶媒体に新技術が応用され特性が向上したものの製造業
- ⑮ 娯楽用具・がん具製造業（人形、児童乗物を除く。）（3251）のうち、TVゲーム等の電子部品を組み込んだものの製造業

（3）次に掲げる製品の製造業

- ① 別表10-2に掲げる先端技術を応用した製品及び当該製品の部分品で先進性が認められるものの製造業
- ② 別表10-3に掲げる先端技術を応用した材料の製造業並びに当該材料を使用した製品及び当該製品の部分品で先進性が認められるものの製造業

（4）次に掲げる高度加工技術に係る製造業

製品の加工において、別表10-4に掲げる超精密加工、超微細加工、高度機械加工、薄膜化加工、積層造形技術、表面硬化加工、接合、表面処理及び先進成形を行うため製法特許等を取得している者のうち、特に高度な加工技術（単に先端技術を応用した加工精度の高い機械等を使用して製造するもの及び作業者の技能に依存するものは除く。）を応用していると認められる製造業

別表10-2（変更なし）

別表10-3（変更なし）

別表10-4（変更なし）

旧	新
<p style="text-align: center;">開発審査会基準第14号（既存住宅の増築等のためのやむを得ない敷地拡大）</p> <p>敷地を拡大して既存住宅を増築又は改築するための開発行為又は建築行為で、申請の内容が次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 原則として、既存住宅が都市計画法に基づく許可を受けた者の自己の居住の用に供する1戸の専用住宅であること。</p> <p>(2) 現に居住している既存住宅が過密又は狭小であり、敷地を拡大して増築又は改築することがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>(3) 拡大する敷地は既存住宅が建築されている敷地の隣接地とし、その面積が増築又は改築される住宅にふさわしい規模のものであること。</p> <p>(4) 増築又は改築される住宅が自己の居住の用に供するものとしてふさわしい規模、構造、設計等のものであること。</p> <p>(5) 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。</p> <p style="text-align: center;">付 記</p> <p>本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が既存の敷地と合わせて500平方メートル（路地状部分を除く。）以下のものについては、開発審査会の議を経たものとみなす。この場合において、市長は、当該みなし規定により許可したものについて、直近の開発審査会に報告するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">開発審査会基準第14号（既存住宅の増築等のためのやむを得ない敷地拡大）</p> <p>敷地を拡大して既存住宅を増築又は改築するための開発行為又は建築行為で、申請の内容が次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 原則として、既存住宅が都市計画法に基づく許可を受けた者の自己の居住の用に供する1戸の専用住宅であること。</p> <p>(2) 現に居住している既存住宅が過密又は狭小であり、敷地を拡大して増築又は改築することがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>(3) 拡大する敷地は既存住宅が建築されている敷地の隣接地とし、その面積が増築又は改築される住宅にふさわしい規模のものであること。</p> <p>(4) 増築又は改築される住宅が自己の居住の用に供するものとしてふさわしい規模、構造、設計等のものであること。</p> <p>(5) 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。</p> <p style="text-align: center;">付 記</p> <p>本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が既存の敷地と合わせて500平方メートル（路地状部分を除く。）以下のものについては、開発審査会の議を経たものとみなす。この場合において、市長は、当該みなし規定により許可したものについて、直近の開発審査会に報告するものとする。</p>
<p><u>審査基準</u></p> <p>1 既存住宅が都市計画法に基づく許可を受けた者の自己の居住の用に供している1戸の専用住宅（第1種低層住居専用地域に建築できる兼用住宅を含む。以下この号の審査基準において同じ。）又は既存宅地の土地若しくはその要件のある土地に建築された1戸の専用住宅であることが、次に掲げるいずれかの書類で判断できること。</p> <p>(1) 開発等に係る許可書の写し</p> <p>(2) 土地登記全部事項証明書</p> <p>(3) 家屋証明書</p> <p>(4) その他公的書類</p> <p>2 現に居住している既存住宅が過密又は狭小であって、やむを得ず敷地を拡大して増築又は改築をしなければならないことを、理由書その他の図書で判断できること。</p> <p>3 申請地が既存住宅の敷地の隣接地であって、申請地の面積と既存の敷地面積の合計が500㎡以下であることを、土地利用計画図等の図書で判断できること。</p>	<p><u>審査基準</u></p> <p>1 既存住宅が都市計画法に基づく許可を受けた者の自己の居住の用に供している1戸の専用住宅（第1種低層住居専用地域に建築できる兼用住宅を含む。以下この号の審査基準において同じ。）又は既存宅地の土地若しくはその要件のある土地に建築された1戸の専用住宅であることが、次に掲げるいずれかの書類で判断できること。</p> <p>(1) 開発等に係る許可書の写し</p> <p>(2) 土地登記全部事項証明書</p> <p>(3) 評価証明書</p> <p>(4) その他公的書類</p> <p>2 現に居住している既存住宅が過密又は狭小であって、やむを得ず敷地を拡大して増築又は改築をしなければならないことを、理由書その他の図書で判断できること。</p> <p>3 申請地が既存住宅の敷地の隣接地であって、申請地の面積と既存の敷地面積の合計が500㎡以下であることを、土地利用計画図等の図書で判断できること。</p>

- 4 予定建築物が自己の居住の用に供するものであることを、建物平面図その他の図書で判断できること。
- 5 開発等を行うために必要な他の法令による許認可等を受けていること又は受けられる見込みがあることを、当該許可書の写し等の書類で判断できること。

- 4 予定建築物が自己の居住の用に供するものであることを、建物平面図その他の図書で判断できること。
- 5 開発等を行うために必要な他の法令による許認可等を受けていること又は受けられる見込みがあることを、当該許可書の写し等の書類で判断できること。

旧	新
<p style="text-align: center;">開発審査会基準第16号 (既存宅地の確認を受けた土地等での開発行為又は建築行為)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>改正前の都市計画法第43条第1項第6号イ又は口の要件に該当する旨の確認を受けた土地又は受けられる土地における開発行為又は建築行為で、申請の内容が次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 予定建築物の用途が第1種低層住居専用地域内に建築することのできる建築物であること。</p> <p>(2) 開発区域の面積が5ヘクタール未満であること。</p> <p>(3) 予定建築物の高さが10メートル以下であること。</p> <p>(4) 一戸建住宅の場合は、原則として1画地の最低敷地面積が160平方メートル以上であること。ただし、土地利用上やむを得ず複数の区画に分割する場合は、残された最後の1区画について140平方メートル以上とすることができる。</p> <p>(5) 長屋建住宅又は共同住宅にあつては、適切な配置及び駐車台数の駐車場が設けられるものであること。</p> <p>(6) 開発行為等を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。</p> <p style="text-align: center;">付 記</p> <p>本基準に該当するもののうち、開発区域等の面積が3,000平方メートル未満のものについては、開発審査会の議を経たものとみなす。この場合において、市長は、当該みなし規定により許可したものについて、直近の開発審査会に報告するものとする。</p> </div> <p><u>審査基準</u></p> <p>※ 改正前の都市計画法とは、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）により改正される前の都市計画法をいう。</p> <p>1 申請地が以下（1）又は（2）に掲げるいずれかの土地であることが、それぞれに記した書類で判断できること。</p> <p>(1) 改正前の都市計画法第43条第1項第6号イ又は口の要件に該当する旨の確認を受けた土地に該当する場合。</p> <p style="padding-left: 20px;">同法の規定による既存宅地確認申請を市長に行い、市長から確認処分がされた土地であることが通知書等で確認できること。</p> <p>(2) 改正前の都市計画法第43条第1項第6号イ又は口の要件に該当する旨の確認を受けた土地以外の土地の場合。</p> <p style="padding-left: 20px;">次のア及びイのいずれにも該当する土地</p> <p style="padding-left: 40px;">ア 市街化調整区域決定時点（以下「線引き時点」という。）に宅地であったことが、</p>	<p style="text-align: center;">開発審査会基準第16号 (既存宅地の確認を受けた土地等での開発行為又は建築行為)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>改正前の都市計画法第43条第1項第6号イ又は口の要件に該当する旨の確認を受けた土地又は受けられる土地における開発行為又は建築行為で、申請の内容が次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 予定建築物の用途が第1種低層住居専用地域内に建築することのできる建築物であること。</p> <p>(2) 開発区域の面積が5ヘクタール未満であること。</p> <p>(3) 予定建築物の高さが10メートル以下であること。</p> <p>(4) 一戸建住宅の場合は、原則として1画地の最低敷地面積が160平方メートル以上であること。ただし、土地利用上やむを得ず複数の区画に分割する場合は、残された最後の1区画について140平方メートル以上とすることができる。</p> <p>(5) 長屋建住宅又は共同住宅にあつては、適切な配置及び駐車台数の駐車場が設けられるものであること。</p> <p>(6) 開発行為等を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。</p> <p style="text-align: center;">付 記</p> <p>本基準に該当するもののうち、開発区域等の面積が3,000平方メートル未満のものについては、開発審査会の議を経たものとみなす。この場合において、市長は、当該みなし規定により許可したものについて、直近の開発審査会に報告するものとする。</p> </div> <p><u>審査基準</u></p> <p>※ 改正前の都市計画法とは、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）により改正される前の都市計画法をいう。</p> <p>1 申請地が以下（1）又は（2）に掲げるいずれかの土地であることが、それぞれに記した書類で判断できること。</p> <p>(1) 改正前の都市計画法第43条第1項第6号イ又は口の要件に該当する旨の確認を受けた土地に該当する場合。</p> <p style="padding-left: 20px;">同法の規定による既存宅地確認申請を市長に行い、市長から確認処分がされた土地であることが通知書等で確認できること。</p> <p>(2) 改正前の都市計画法第43条第1項第6号イ又は口の要件に該当する旨の確認を受けた土地以外の土地の場合。</p> <p style="padding-left: 20px;">次のア及びイのいずれにも該当する土地</p> <p style="padding-left: 40px;">ア 市街化調整区域決定時点（以下「線引き時点」という。）に宅地であったことが、</p>

<p>次の（ア）から（ウ）までのいずれかで判断できるもの。</p> <p>（ア）土地の登記事項証明書の地目が線引き時点に宅地であるもの。ただし、登記日付が昭和50年4月1日以降であり、原因日付が市街化調整区域決定の日より前に遡及しているものを除く（旧豊田市内のみ。）。</p> <p>（イ）線引き時点以前の建築年の建築物の存在が、建物の登記事項証明や家屋証明等の公的証明書により確認できるもの。</p> <p>（ウ）その他公的資料により線引き時点の宅地が確認できるもの。</p> <p>イ 45戸以上の建築物が連たんしている土地（取扱いについては、次の（ア）から（ウ）までのとおり）であることが、縮尺2,500分の1の基本図で確認できること。</p> <p>（ア）建築物（延べ面積が30平方メートル以上のものに限る。（イ）及び（ウ）において同じ。）の敷地相互の最短距離が55メートルの距離をもって連続していること。</p> <p>（イ）既に建築物のない宅地（線引き前宅地）にあっても、連続しているものとみなす。ただし、戸数には含めない。</p> <p>（ウ）戸数の算定に当たっては、同一敷地に複数の棟があるときはそれぞれ算定し、共同住宅又は長屋にあつては住戸数で算定するものとする。</p> <p>2 1（1）又は（2）に掲げる要件に該当する土地が、建築基準法第43条第1項の規定に適合しない場合等において、接道のための路地状部分等を申請地に含める場合は、当該路地状部分が必要最小限であることを土地利用計画図等で判断できること。</p> <p>注1 1の（1）又は（2）に掲げる要件に該当する土地を2以上に分割したことにより路地が必要となる場合を除く</p> <p>3 申請地の面積が（1）と（2）を満たすことを、土地利用計画図等で判断できること。</p> <p>（1）1敷地の面積が160平方メートル（注1）以上であること。</p> <p>注2 1の（1）又は（2）に掲げる要件に該当する土地を2以上に分割する場合は、土地利用上やむを得ない場合に限り分割した敷地のうち1敷地に限り140平方メートル以上とすることができる。ただし、同じ数で分割した場合で、全ての敷地で160平方メートル以上確保できる場合を除く。</p> <p>（2）（1）の敷地面積は、豊田市における住宅の敷地規模に関する指導要綱第3条の規定により同指導要綱の適用除外となる場合は、適用しない。ただし、分割後の敷地を除く。</p> <p>4 予定建築物の用途が第1種低層住居専用地域内に建築することができる建築物であることを、建物平面図等の図書で判断できること。</p> <p>5 開発区域等の面積が5ヘクタール未満であることを、測量図その他の図書で判断できること。</p> <p>6 予定建築物の高さが10メートル以下であることを、建物立面図その他の図書で判断できること。</p> <p>7 予定建築物の用途が一戸建ての住宅以外の場合は、原則として、1住戸（寄宿舍又は寮</p>	<p>次の（ア）から（ウ）までのいずれかで判断できるもの。</p> <p>（ア）土地の登記事項証明書の地目が線引き時点に宅地であるもの。ただし、登記日付が昭和50年4月1日以降であり、原因日付が市街化調整区域決定の日より前に遡及しているものを除く（旧豊田市内のみ。）。</p> <p>（イ）線引き時点以前の建築年の建築物の存在が、建物の登記事項証明や家屋証明等の公的証明書により確認できるもの。</p> <p>（ウ）その他公的資料により線引き時点の宅地が確認できるもの。</p> <p>イ 45戸以上の建築物が連たんしている土地（取扱いについては、次の（ア）から（ウ）までのとおり）であることが、縮尺2,500分の1の基本図で確認できること。</p> <p>（ア）建築物（延べ面積が30平方メートル以上のものに限る。（イ）及び（ウ）において同じ。）の敷地相互の最短距離が55メートルの距離をもって連続していること。</p> <p>（イ）既に建築物のない宅地（線引き前宅地）にあっても、連続しているものとみなす。ただし、戸数には含めない。</p> <p>（ウ）戸数の算定に当たっては、同一敷地に複数の棟があるときはそれぞれ算定し、共同住宅又は長屋にあつては住戸数で算定するものとする。</p> <p>2 1（1）又は（2）に掲げる要件に該当する土地が、建築基準法第43条第1項の規定に適合しない場合等において、接道のための路地状部分等を申請地に含める場合は、当該路地状部分が必要最小限（注1）であることを土地利用計画図等で判断できること。</p> <p>注1 1の（1）又は（2）に掲げる要件に該当する土地を2以上に分割した場合も必要最小限と判断できること。</p> <p>3 申請地の1敷地の面積が160平方メートル（注2）（注3）以上であることを、土地利用計画図等で判断できること。</p> <p>注2 1の（1）又は（2）に掲げる要件に該当する土地を2以上に分割する場合は、土地利用上やむを得ない場合に限り分割した敷地のうち1敷地に限り140平方メートル以上とすることができる。ただし、敷地を分割した場合に全ての敷地が各々160平方メートル以上確保できる場合を除く。</p> <p>注3 敷地が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合は、適用しない。</p> <p>ア 豊田市住宅敷地規模に関する指導要綱の施行日（昭和56年10月1日。ただし、藤岡地区については、平成17年3月31日）前に現に存する敷地</p> <p>イ 公共事業（土地収用法適用事業など）及び建築基準法による道路後退等で規模を下回る敷地。ただし、（注2）の分割後に下回る場合は除く。</p> <p>ウ 親子関係等で居住するために分割する敷地</p> <p>4 予定建築物の用途が第1種低層住居専用地域内に建築することができる建築物であることを、建物平面図等の図書で判断できること。</p> <p>5 開発区域等の面積が5ヘクタール未満であることを、測量図その他の図書で判断できること。</p> <p>6 予定建築物の高さが10メートル以下であることを、建物立面図その他の図書で判断できること。</p>
--	---

にあつては1住室) 当たり駐車台数1台以上の駐車場が申請地内に設けられることが、敷地現況図その他の図書で判断できること。ただし、地形上等の理由で申請地内に住戸数相当分の駐車台数が確保できない場合は、半数までは、隣接地等に設けることができる(この場合、申請地外駐車場の位置図、駐車場マス配置図が添付されていること)。

8 開発等を行うために必要な他の法令による許認可等を受けていること又は受けられる見込みがあることを、当該許可書の写し等の書類で判断できること。

参 考

改正前の都市計画法第43条第1項第6号イ

市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね50以上の建築物が連たんしている地域内に存する土地であること。

改正前の都市計画法第43条第1項第6号ロ

市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際すでに宅地であつた土地であつて、その旨の都道府県知事の確認を受けたものであること。

7 予定建築物の用途が一戸建ての住宅以外の場合は、原則として、1住戸(寄宿舍又は寮にあつては1住室) 当たり駐車台数1台以上の駐車場が申請地内に設けられることが、敷地現況図その他の図書で判断できること。ただし、地形上等の理由で申請地内に住戸数相当分の駐車台数が確保できない場合は、半数までは、隣接地等に設けることができる(この場合、申請地外駐車場の位置図、駐車場マス配置図が添付されていること)。

8 開発等を行うために必要な他の法令による許認可等を受けていること又は受けられる見込みがあることを、当該許可書の写し等の書類で判断できること。

参 考

改正前の都市計画法第43条第1項第6号イ

市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね50以上の建築物が連たんしている地域内に存する土地であること。

改正前の都市計画法第43条第1項第6号ロ

市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際すでに宅地であつた土地であつて、その旨の都道府県知事の確認を受けたものであること。